

岩手県告示第 837 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、盛岡市から送付のあった次の変更に係る都市計画の図書の写しを岩手県県土整備部都市計画課に備えておいて縦覧に供する。

平成 19 年 12 月 11 日

岩手県知事 達 増 拓 也

変更に係る都市計画の種類及び名称

- 1 種類 地区計画等（地区計画）
- 2 名称 渋民地区地区計画、渋民駅周辺地区地区計画、盛岡南新都市地区地区計画、津志田西地区地区計画、乙部北地区地区計画、乙部南地区地区計画